

広島県告示第千七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年十二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

安佐豊平芸北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町移原字橋詰七九八番二地先から 山県郡北広島町移原字下松本八八番一地先まで	七・五〇〇 二・〇〇	一・三・五〇〇 一・〇〇	一七・〇〇〇 八・〇〇	六五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六五・〇〇メー トル
山県郡北広島町移原字橋詰七九八番二地先から 山県郡北広島町移原字下松本八八番一地先まで	七・五〇〇 二・〇〇	一・三・五〇〇 一・〇〇	一七・〇〇〇 八・〇〇	六五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六五・〇〇メー トル
山県郡北広島町移原字橋詰七九八番二地先から 山県郡北広島町移原字下松本八八番一地先まで	七・五〇〇 二・〇〇	一・三・五〇〇 一・〇〇	一七・〇〇〇 八・〇〇	六五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六五・〇〇メー トル